

096	3	海岸漂着物対策の推進	廃棄物・リサイクル対策課	○海岸漂着物対策を総合的に推進するため、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域やその内容、関係者の役割分担、相互協力に関する事項などを定めた海岸漂着物対策を推進するための計画（地域計画）を作成します。	3 海岸漂着物対策の推進 ○「鹿兒島県海岸漂着物対策推進地域計画」を3月に策定。
097	3	海岸漂着物対策の推進	廃棄物・リサイクル対策課	○地域の実情に応じ、海岸管理者等は市町村との連携を図りながら、海岸漂着物等の円滑な処理を推進します。	○「鹿兒島県海岸漂着物対策推進協議会」を、8月、11月、3月に開催。
098	3	海岸漂着物等の処理に関して、民間団体や地域住民との協力・連携を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○海岸漂着物等の処理に関しては、民間団体や地域住民との協力・連携を図ります。	○「鹿兒島県海岸漂着物対策推進協議会」を、8月、11月、3月に開催。
099	3	海岸漂着物等の処理に関して、民間団体や地域住民との協力・連携を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○海岸漂着物等の処理に関しては、民間団体や地域住民との協力・連携を図ります。	○産業廃棄物適正処理監視指導員による不法投棄監視パトロールを実施。
100	4	公共関係による産業廃棄物管理型最終処分場の整備推進	廃棄物・リサイクル対策課	○鹿兒島市川永町地区において、公共関係により安全性の高い全国でもモデルとなるような施設の整備を推進します。	○「ごみ減量等推進研修会」の開催、「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」において、ごみの減量化・リサイクルの取組を推進。
101	4	公共関係による産業廃棄物管理型最終処分場の整備推進	廃棄物・リサイクル対策課	○鹿兒島市川永町地区において、公共関係により安全性の高い全国でもモデルとなるような施設の整備を推進します。	○財団法人鹿兒島県環境整備公社が建設工事に着手。
102	4	公共関係による産業廃棄物管理型最終処分場の整備推進	廃棄物・リサイクル対策課	○鹿兒島市川永町地区において、公共関係により安全性の高い全国でもモデルとなるような施設の整備を推進します。	○関係4自治会と基本協定書や環境保全協定書を、また、東大谷自治会と地域振興策に関する協定書を締結。
103	5	フロンの回収の促進	廃棄物・リサイクル対策課	○管理型最終処分場の安全性などについて、関係自治会の方々の理解が得られるよう努力します。	○関係自治会への説明会や先進地視察、環境整備公社だよりの配布等普及啓発活動を実施。
104	5	フロンの回収の促進	廃棄物・リサイクル対策課	○施設周辺の方々のよりよい生活環境の整備や地域活性化につながる施策など地域振興策に取り組みます。	○県道百次木場茶屋線の道路改良工事等を発注。
105	5	フロンの回収の促進	廃棄物・リサイクル対策課	○フロンの回収・破壊法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法の周知や円滑な運用を図り、業務用冷凍空調機器やルームエアコン、カーエアコン等のフロンの回収・破壊を促進します。	○運用河川阿茂瀬川の橋梁架け替え工事に係る用地買収に着手。
106	5	フロンの回収の促進	廃棄物・リサイクル対策課	○自動車リサイクル法（平成14年7月制定）の施行により、平成23年度末現在、フロンの回収業者185業者が知事の登録を受けて、カーエアコンのフロンの回収を実施。	○関係3自治会に対し自治会活動等支援金を交付。
107	5	フロンの回収の促進	廃棄物・リサイクル対策課	○オゾン層保護に関する県民や事業者の意識の啓発を図るとともに、工場・事業場に対する指導を強化します。	○オゾン層保護対策推進期間（9月）等に、ボスター、パンフレットによりオゾン層保護、地球温暖化対策に係るフロンの適正な回収・処理について普及啓発。
108	5	フロンの回収の促進	廃棄物・リサイクル対策課	○脱フロン化の促進	○電子部品等の洗浄剤については、産業界の計画的な取組として水、炭化水素など代替物質への転換が進められている。
109	5	フロンの回収の促進	廃棄物・リサイクル対策課	○グリーン購入などの取組を通じて、公共施設における脱フロン化を推進するとともに、家庭や民間施設についてもその促進を図ります。	○ノンフロン製品の普及に係るパンフレットを関係機関等へ配布。
110	5	フロンの回収の促進	廃棄物・リサイクル対策課	○グリーン購入などの取組を通じて、公共施設における脱フロン化を推進するとともに、家庭や民間施設についてもその促進を図ります。	○「屋久島自然文化体験セミナー」を年6回、「屋久島ガイドセミナー」を年2回実施。
111	5	フロンの回収の促進	廃棄物・リサイクル対策課	○自然に生息・生育する多様な動植物や人と自然との共生等について環境学習などにより、自然保護思想の普及啓発を推進します。	○国立、国定、県立公園、自然環境保全地域内における各種開発行為を自然公園法等に基づき283件許可等（国立142件、国定111件、県立30件）。
112	5	フロンの回収の促進	廃棄物・リサイクル対策課	○自然に生息・生育する多様な動植物や人と自然との共生等について環境学習などにより、自然保護思想の普及啓発を推進します。	○奄美・大島・種子島・国定公園、自然環境保全地域等において、マンダースの防除事業の結果やオオトラツグミ・アマミヤマシギ、アマミノクロウサギの保護増殖事業等について意見交換。
113	5	フロンの回収の促進	廃棄物・リサイクル対策課	○自然に生息・生育する多様な動植物や人と自然との共生等について環境学習などにより、自然保護思想の普及啓発を推進します。	○県内の自然環境保全地域等を巡回・視察し、自然環境保全地域等の保全・管理を実施。
114	5	フロンの回収の促進	廃棄物・リサイクル対策課	○自然に生息・生育する多様な動植物や人と自然との共生等について環境学習などにより、自然保護思想の普及啓発を推進します。	○保安林を指定し、標識の設置等（第1種標識7本、第2種標識180本、保安林解説板1基）を行い、保安林の適正な配備及び管理を実施。

1109	○自然災害やサンゴの捕食被害など非人為的に自然環境の劣化した地域については、自然のもつ復元能力を極力活用しながら、必要に応じ植生の保全・復元対策や景観の保全・修復対策を実施します。	自然保護課	○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施。（平成23年度オニヒトデ捕獲数 954匹） ○平成23年度実績なし。
1110	○生物多様性保全の観点から、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」に指定された湿地や草地などの保全を図ります。	自然保護課	○ホームベージュ等を活用して本県の自然公園に関する情報を発信した。
1111	○「平成年度自然公園ふれあい全国大会」が霧島市等で開催されたことを契機に、本県の豊かな自然について情報発信するとともに、県民と自然のふれあいや自然環境の保全を推進します。	自然保護課	
	(1)ー2 身近な自然の保全	森林経営課	(1)ー2 身近な自然の保全 ○森林資源の充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、間伐や人工造林等を実施。
1112	○計画的な森林の整備を図るとともに、地域の特性に応じた育成単層林施業や育成復層林施業等により多様な森林づくりに努めます。	森林経営課	○緑の募金を実施する団体として、(公財)かごしまが指定されており、緑の募金を活用し、ボランティアによる森林整備活動への支援、学校、公共施設、街路の緑化資材への支援、緑の少年団の育成等を実施。
1113	○緑の募金活動を促進し、森林整備や緑化に努めます。	森づくり推進課	○水源かん養保安林や土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等の保安林を新たに438ha指定。 ○予防対策として薬剤の空中散布を1,175ha、地上散布を157ha、駆除対策として伐倒駆除10,945m ³ を総合的に実施。 ○県有林の環境の森林において、公益的機能を発揮させるため、下刈、除間伐等の施業を実施。（下刈10.40ha、除間伐11.89ha）
1114	○水源かん養機能等の公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林に指定し、その森林の保全と適切な森林施業を促進します。また、松くい虫等による森林被害を防止し、森林の保護を図ります。	森づくり推進課	○担い手育成型の畑地帯総合整備事業を37地区、担い手支援型畑地帯総合整備事業を36地区経営体育成基盤整備事業を9地区で実施。
1115	○地域特性に応じて、雇用の場の確保や農山村環境の整備等の総合的な対策を通じて、農地、森林等を維持・管理し、併せて農業・林業を振興する担い手の確保に努めます。	森林経営課	○県林業労働力確保支援センター事業として、県内一円の林業事業体に対する相談・指導を実施。また、基幹林業就業者となる林業作業士の養成（累計356名）。高性能林業機械のリース・レンタル事業等を実施。
1116	○条件不利地域における農業生産活動の促進等を通じて耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保に努めます。	農村振興課	○中山間地域等において、集落協定等に基づき、継続した農業生産活動を行う農業者等に対して交付金を交付。（協定締結面積7,640ha）
		経営技術課	○耕作放棄地再生利用交付金や農地・水・環境保全向上対策の活用などにより、耕作放棄地の発生防止・解消を推進し農地の有効利用を図った。（解消面積約336ha）
1117	○砂浜・干潟、藻場などの自然海岸は、可能な限り適正に保全するとともに、当該地域の環境浄化能力や多様な生物の生息・生育環境の確保に努めます。	水産振興課	○農作業受委託などを行う営農組織（534組織）、集落営農（131組織）に対する地域営農の仕組みづくりの推進・支援を実施。
1118	○長い年月にわたる人と自然との関わりにより形成されてきた里地里山の豊かな自然環境の保全に努めます。	地球温暖化対策課	○漁場周辺の環境を維持・浄化するため、県内各地で藻場・干潟の保全活動や海岸・海浜のオイルボールや軽石、ゴミ等の除去や監視活動を支援。
1119	○奄美群島における赤土等の流出を防止するため、赤土等流出防止対策方針や市町村の土砂流出防止対策要綱に基づく各種対策を促進するとともに、防止対策、防止技術等の情報交換を図ります。	農地整備課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」により重点行動項目を決めて実践行動を推進。
		農地整備課	○棚田等保全活動協賛事業を10地区で実施。
	(1)ー3 世界自然遺産屋久島の保全	大島支庁総務企画部	○各種開発行為の許可申請の事前指導において、必要な場合には、赤土等流出防止対策を講じるよう指導。また、工事業者等に対する赤土等流出防止技術等の講習による技術向上の意識改革を図るとともに、市町村、関係団体と合同パトロールを実施し、赤土等の流出防止対策の推進に努めた。
120	○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産に登録された地域の適正な保全に努めます。	自然保護課	(1)ー3 世界自然遺産屋久島の保全 ○国・県・地元町等からなる「屋久島山岳部利用対策協議会」を3回開催し、山岳部における利用の適正化を図るとともに、屋久島山岳部保全のための協力金について検討を行った。 ○屋久島への登山客や観光客にマナー向上を呼びかける「屋久島マナーガイド」を37,000部作成・配布。
121	○多様で豊かな自然を有する世界自然遺産候補の奄美群島と相互に連携を図り、「世界遺産」をキーワードにした地域の活性化に努めます。	自然保護課	○奄美群島の世界自然遺産登録に向け、「奄美群島の世界自然遺産登録推進協議会」において関係機関と協議を実施。
122	(1)ー4 世界自然遺産の候補地奄美群島の保全 ○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、世界自然遺産登録の早期実現を目指して、気運の醸成など、地元と一体となって取り組みます。	自然保護課	(1)ー4 世界自然遺産の候補地奄美群島の保全 ○奄美群島の世界自然遺産登録に向け、保護地域指定に係る関係機関との調整や希少野生生物保護対策、地元住民に対する普及啓発等を実施。

123	○希少野生動植物の保護対策，自然環境に配慮した公共事業を推進し，環境の保全に努めます。	技術管理室	○希少野生動植物の保護対策や自然環境に配慮した公共事業を推進し，環境の保全に努めた。
124	○国の計画等と整合を図りながら，自然環境の保全に努めます。	自然保護課	○林野庁主催の「奄美群島森林生態系保護地域設定委員会」に県も出席し，森林生態系保護地域の設定の検討を実施。
	(2) 多彩な自然環境の活用 (2)ー1 自然とのふれあいの場の確保		(2) 多彩な自然環境の活用 (2)ー1 自然とのふれあいの場の確保
125	○生物多様性の保全上極めて重要なまとまりのある自然については，生態系研究の拠点として，あるいは適正な管理のもとで，生物多様性が命と暮らしを支えていることや外来種などにより生態系が危機に瀕していることなどについての自然体験・環境学習の場として利用します。	自然保護課	○「屋久島自然文化体験セミナー」（年6回）等を実施。 ○奄美自然体験活動推進協議会が奄美野生生物保護センターと連携し，自然観察会等を実施。
126	○野生生物の生息・生育環境や自然景観の観点から見て優れている自然については，必要に応じて基盤的な施設の整備を行い，野生生物とのふれあいの場などとして活用します。	観光課	○自然とのふれあいを促進するため，熊毛地区（永田いなか浜）での景観等を整備。
	(2)ー2 自然を活かした地域づくり		(2)ー2 自然を活かした地域づくり
127	○多面的機能を有する里地・棚田等の維持保全活動を促進し，豊かな自然環境を有する地域づくりを促進します。	農地整備課	○棚田等保全活動協賛事業を10地区で実施。
128	○農山漁村地域における自然・文化・人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムを促進します。	農村振興課	○「かごしまグリーン・ツーリズム協議会」と連携して，地域組織や人材育成のための各種研修会の開催や広報誌の発行等による本県グリーン・ツーリズム情報の発信等を行った。
129	○自然志向や体験志向に対応し，自然とのふれあいの中，自然を学ぶエコツーリズムなど本県の豊かな自然等を生かした体験型観光を促進します。	観光課 自然保護課	○インターネット等を活用し，本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。 ○エコツーリズムを推進するために，群島全体での会議を2回，各島での会議を16回開催した。また，エコツアーガイドの育成を推進するために，勉強会を8回開催した。
130	○本県の恵まれた自然環境や希少な野生動植物など豊かな自然を活用したエコツーリズムや森林・海洋療法などの「癒し」，里山里山での暮らしなど，「自然との共生」をテーマにしたライフスタイルなどを情報発信します。	観光課 自然保護課	○インターネット等を活用し，本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。 ○奄美群島自然共生プラン推進本部会議を開催し，プランに基づく取組状況や今後の計画について協議を実施。
131	○水道水源や漁場の保全のため，河川下流の住民が森林地域の住民と相互に連携し，森林を保全する活動を支援します。	水産振興課	○漁場環境の保全に向け，漁業者グループや漁協等が実施する植樹や下刈り作業等を支援。
132	○NPOとの協働による総合的な環境保全活動に取り組みます。	自然保護課	○奄美の希少野生生物の盗採に対する取組を強化するため，地元自然保護4団体と奄美群島希少野生生物保護対策協議会との間で，希少野生動植物の保護に関する協定を締結し，合同パトロールを実施。
133	○漂流・漂着ごみ対策など美しい海岸や水辺環境の保全・再生に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○「地域グリーンニューデール基金」を活用して，海岸漂着物の回収・処理等を実施。
134	○環霧島地域における世界ジオパークの認定に係る取組については，必要に応じ国や市町へ協力します。	自然保護課	○霧島ジオパークジオサイト看板設置に関する関係者協議に参加。
	(2)ー3 屋久島環境文化村構想の推進		(2)ー3 屋久島環境文化村構想の推進
135	○屋久島環境文化村構想の推進に当たっては，県や屋久島環境文化財団が進行管理する役割を果たすとともに，社会情勢に対応しつつ事業の弾力的な実施に努めます。	自然保護課	○屋久島環境文化村センター入館者数57,898人，研修センター入館者数6,383人。
136	○屋久島環境文化村センターや屋久島環境文化研修センター等の屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに，屋久島の自然を活かしたトレッキングやウミガメ観察，ボカン収穫，各集落の伝統芸能の鑑賞等による自然体験型環境学習やエコツーリズムを促進します。	自然保護課	○自然体験型環境学習である「屋久島自然文化体験セミナー」を年6回，「ガイドセミナー」を年2回実施。
137	○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により，国内外に向けて情報を発信します。	自然保護課	○ニュージョーランド（屋久島町：姉妹県盟約）との交流における助成。
	(2)ー4 奄美群島自然共生プランの推進		(4) 奄美群島自然共生プランの推進
138	○奄美の豊かな自然との共生を目指した地域づくりの指針である奄美群島自然共生プランに基づき，奄美群島自然共生プラン推進本部会議を通じて自然共生ネットワークの形成を促進します。	自然保護課	○奄美群島自然共生プラン推進本部会議を年1回開催し，意見交換等を実施。
139	○自然生態系の現況調査・研究の推進や重要地域の保全等のための取組の推進，登録に向けた合意形成等の促進など世界自然遺産登録に向けた取組を促進します。	自然保護課	○奄美群島の世界自然遺産登録に向け，保護地域指定に係る関係機関との調整や希少野生生物保護対策，地元住民に対する普及啓発等を実施。
140	○エコツーリズムや奄美のブランドの創出を進め，自然を生かした地域づくりを促進します。	観光課	○奄美群島では，自然資源等を活かした特色ある観光地づくりを進めるため，和泊町や知名町等で観光施設の修景植栽等を実施。